



申請をお忘れなく！

10月から「子ども手当」が 変わります。

特別措置法の成立により、平成23年10月分から平成24年3月分までの子ども手当の制度が変わりました。

支給月額

0～3歳未満

一律15,000円

3歳～小学校修了前

・第1子・2子 10,000円
・第3子以降 15,000円

中学生

一律10,000円

10月分からの子ども手当を受け取るには、支給対象となる人かどうかを審査します。これまで手当を受けていた人も含め、**対象のお子さんを持つ全ての人**が申請が必要となります。

※公務員の人は勤務先へ申請

これまで町から子ども手当を受給していた人には準備が整い次第(10月末から11月上旬予定)お知らせと申請書類などを郵送します。受給資格者は、必要なものを確認し、健康福祉課福祉室にてお手続きください。

▼申請に必要なもの

- ①子ども手当認定請求書(同封した用紙または役場に設置)
- ②印鑑(朱肉使用のもの)
- ③振込希望先の金融機関口座(請求者名義のもの・ゆうちょ銀行の場合は通帳持参)
- ④請求者の健康保険被保険者証などの写し(子どもの保険証不可)〔請求者が被用者(サラリーマンなど)である場合、各自A4用紙にコピーしたものを持参〕

※年金加入証明は原則的に不要ですが、一部必要な人もいます。
・単身赴任や子どもの通学などの事情で子どもが他市町村に居住している場合、子どもを含めたその世帯全員の住民票
・その他、必要に応じて提出する書類があります。

▼申請猶予期間について

平成24年3月末までに申請すれば、10月分からの手当をさかのぼって受け取ることが出来ます。

ご注意ください！

次の人はさかのぼって対象となりませんので、速やかに申請してください。

- ・10月以降に他市町村へ転居した人
- ・10月以降にお子さんが生まれた人

10月以降に他市町村へ転居した人は、転出した日(転出予定日)の翌日、10月以降にお子さんが生まれた人は、お子さんの生まれた日の翌日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。



子ども手当二問二答

Q1. どうして現在子ども手当を受給している人も申請をするのですか？

A1. 新しい法律により支給要件などの変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があります。

からです。

なお、今までの手当は、毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、平成23年6月は受給者の負担軽減として提出を求めなかったこともあり、今回は支給対象となるお子さんを持つ全ての人から申請いただくことになりました。ご理解とご協力をお願いします。

Q2. 子どもが海外に住んでいる場合は、子ども手当をもらえないのですか？

A2. お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として子ども手当を受け取ることはできません。ただし、お子さんが海外の学校に留学している人で、一定の要件を満たしている人は子ども手当を受け取ることが出来ますので、お問合せください。

Q3. 子どもが児童養護施設などに入所している場合は、子ども手当はもらえますか？

A3. お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設設置者などが子ども手当を受け取ることになります。

▼問合せ先 健康福祉課福祉室
☎ 54・3111 (内線154)

今月の納税

固定資産税……………3期
国民健康保険税………4期
介護保険料……………4期
後期高齢者保険料…4期

納期限 10月31日(月)

便利で確実な口座振替も
利用できます

人権作文募集

『明るい吉岡町27号』に掲載する作文
を募集します。

▶執筆テーマ「人権」

「人のところにふれて思うこと」

▶字数 1300字以内

▶応募締切 11月2日(水)

▶提出・問合せ先 教育委員会事務局生涯学習室

☎54-3111(内線595)

10月1日から実施しています

「赤い羽根共同募金」運動



この運動
は、住民相互
のたすけあ
いを基調とし、
だれもが住み

なれた地域で、安心して暮らす
ことができる社会の実現を目指
す多様な活動を、財源面から支
援していただくものです。群馬
県で寄附された募金は、群馬県
の社会福祉のために県内各地で
役立てられ、また災害時には
「災害ボランティアセンター」

の設置や運営など、被災地支援
にも役立っています。

募金方法については、自治会
長を通じて、地域の役員にご協力
いただき集金します。募金は、
個人の意志を尊重する自発的な
ものです。赤い羽根共同募金の
趣旨に賛同される人は募金のご
協力をよろしく願います。

▼問合せ先 群馬県共同募金会
吉岡町支会(吉岡町社会福祉協
議会) ☎54・3930

秋の環境美化週間

ごみ収集場所マナーアップ週間

群馬県は9月・10月を「秋の
環境美化月間」とし環境美化推
進活動を実施しています。

町も、県の活動とあわせ、環
境美化推進協議会と各自治会の
協力を得て、10月17日(月)・
10月21日(金)の期間、ごみの
出し方などの一斉指導を行いま
す。期間中は、各ごみ収集場所

で腕章を着けた役員が現地指導
を行います。ご協力をお願いし
ます。

※町指定ごみ袋で出していない
ごみは、注意シールを貼り指導
します。

▼問合せ先 町民生課生活環
境室 ☎54・3111(内線14
3)

第7回

人権教育推進のために

吉岡中学校の人権教育活動をお知らせします。

「人間尊重の精神を培い、正しい判断力とさまざまな
差別をなくすための実践力を持った生徒の育成」
を人権教育目標に掲げ、教育活動を進めています。
昨年度は「中部地区人権教育研究協議会」会場校とな
り、中部教育事務所管内の先生が授業参観をし、人権
教育の理解と認識を深め資質向上に役立てました。

毎年12月の人権週間に人権作文に取り組み、文化
センターで行われる「園児・児童生徒意見発表会」や、
作文集『明るい吉岡町』で発表しています。

授業や部活動を通して人間関係づくりを学び、目
標に向かって自分を
向上させるとともに
『地域の子どもは地
域で育てる』を実践
していきます。



吉岡町青少年育成 推進員連絡協議会 (青少年推) 健全育成への 取り組み

吉岡町青少年推(高田勤一会長)
は、吉岡中学校体育館駐車場に
『ありがとう その一言が笑
顔生む』と書いた屋外看板を設
置しました。また、明治小学校
は『ありがとう みんな笑顔に
なるまほう』、駒寄小学校は
『友達のステキなところ み
つけたよ』の標語に新しく書き
替えました。

屋外看板は、昨年度設置した
もので、標語はそれぞれの学校
の児童生徒作品から選ばれた作
品です。青少年推では、毎年健全
育成の標語を募集し新しく書き
替えていく予定です。